

令和6年2月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和6年2月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和6年2月5日（月） 15時00分～16時45分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	5 番	堀 越 幸 一
6 番	吉 河 一 男	7 番	川 口 弘 子
8 番	鈴 木 好 子	11番	鈴 木 英 範
12番	大 木 明 男	13番	岩 澤 勝 敏

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
17番	土 屋 範 雄	18番	内 山 祐 一
19番	松 本 幸 雄	20番	萩 原 典 幸

欠席委員

4 番	大 木 正 勝	9 番	堀 越 敏 幸
10番	小 川 勝 雄	16番	土 井 正 裕

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

局 長 金 親 俊 哉 書記市原直樹 書記石橋将

局 長

15時00分～ 進行

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
でございます。

それでは、定刻となりましたので、2月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長

本日の出席委員は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員6名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年2月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時00分）

議 長

農業委員会議事規則第13条第2項の規定に

よりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。11番 鈴木 英範 委員、12番 大木 明男 委員。両名を指名いたします。

議長 まず始めに、議案第1号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第1号です。
本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案第1号の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案第2号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第2号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員) よって、議案第2号は原案どおり

可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による
転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致
します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権
移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、貸資材置場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画区域内の用途地域内であるため「第3種農地」と判断しました。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第3号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法の規定に基づ
く許可を要しない土地の証明願に関する件を
議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第4号です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

こちらの申請内容は、現況が非農地であることから農地法の規定に基づく許可を要しない土地であることの証明願が提出されております。

詳細な内容については、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第4号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員

事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長

他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長

それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第5号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第5号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、既に譲受人が耕作しているためです。

本議案は許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3

条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案第5号の説明を終わります。なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 それでは、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第6号です。
本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、既に譲受人が耕作しているためです。

本議案は許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の

すべてをみたしていると思われます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第7号、農地法第4条による
転用に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第7号です。

資料7をご覧ください。

本件は農地法第4条による転用の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載の
とおりです。

申請の理由は、宅地進入路用地及び宅地拡張
用地のためです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転
用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準
については、都市計画区域内の用途地域内であ
るため「第3種農地」と判断しました。

次に一般基準については、資力、計画等に問題
は無く申請の目的実現は確実であると思われ、
周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画
です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第8号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第8号です。

資料8をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

変更内容は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、許可期間の延長であり、事業内容に変更が無いことから許可相当と認められるものであると判断でき、審査要件の全てを満たしていることから許可できるものと思われます。

次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第8号の補足説明をする。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記 (石橋) その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。

(意見なし)

議 長 以上をもちまして、令和6年2月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。